

別表 高知市保育所入所承諾基準表

1 基本指数

- (1) 父母それぞれの指数の合算を世帯の基本指数とする。
- (2) ひとり親世帯等で保護者の一方が不在の場合は、100点を合算して世帯の基本指数とする。
- (3) 複数の類型に該当する場合は、いずれか高い指数に該当する項目を適用する。

番号	保護者の状況			指数	
	類型	細目			
1	就労 ※1	雇用就労 又は 自営業者	月20日以上 (週5日以上) ※3	1日あたり7.5時間以上又は月160時間以上の就労	100
				1日あたり6.5時間以上又は月140時間以上の就労	95
				1日あたり5.5時間以上又は月120時間以上の就労	90
				1日あたり4.5時間以上又は月100時間以上の就労	85
				上記に該当しないが、週5日以上就労	80
			月16日以上20日未満 (週4日) ※3	1日あたり7.5時間以上又は月120時間以上の就労	90
				1日あたり6.5時間以上又は月100時間以上の就労	85
				1日あたり5.5時間以上又は月80時間以上の就労	80
				1日あたり4.5時間以上又は月60時間以上の就労	75
				上記に該当しないが、週4日以上就労	70
			月16日未満 (週3日以下) ※4	月100時間以上の就労	80
				月80時間以上の就労	70
		月60時間以上の就労		60	
		内職 又は 自営業補助者※2	月20日以上 (週5日以上) ※3	1日あたり7.5時間以上又は月160時間以上の就労	80
				1日あたり6.5時間以上又は月140時間以上の就労	75
				1日あたり5.5時間以上又は月120時間以上の就労	70
1日あたり4.5時間以上又は月100時間以上の就労	65				
上記に該当しないが、週5日以上就労	60				
月16日以上20日未満 (週4日) ※3	1日あたり7.5時間以上又は月120時間以上の就労		70		
	1日あたり6.5時間以上又は月100時間以上の就労		65		
	1日あたり5.5時間以上又は月80時間以上の就労		60		
	1日あたり4.5時間以上又は月60時間以上の就労		55		
	上記に該当しないが、週4日以上就労		50		
月16日未満	月16日未満の就労	30			
2	就学 (職業訓練等含む)	居宅外	月120時間以上の就学	70	
			上記未満の就学	50	
		居宅内	居室内での就学(通信教育等)	30	
3	妊娠・出産 ※5	産前産後各8週(2か月)		45	
		産前産後各3～6か月		15	
4	病気・障害	病気	入院	100	
			常時病臥等で医師に保育が困難と診断されている	80	
			通院・自宅療養中で医師に保育に支障があると診断されている	60	
		障害	身体障害者手帳1・2級, 精神障害者手帳1・2級, 療育手帳A1・A2	100	
			身体障害者手帳3級, 精神障害者手帳3級, 療育手帳B1, B2	80	
			身体障害者手帳4級	60	
5	介護・看護 ※6	居宅内	・常時介護又は看護が必要 (身体障害者手帳1・2級, 精神障害者手帳1・2級, 療育手帳A1・A2, 要介護認定3～5程度) ・診断書で保育が困難と診断されている	80	
			・部分的に介護又は看護が必要 (身体障害者手帳3級, 精神障害者手帳3級, 療育手帳B1・B2, 要介護認定1～2程度) ・診断書で保育に支障があると診断されている	60	
		居宅外	・常時介護又は看護が必要 (身体障害者手帳1・2級, 精神障害者手帳1・2級, 療育手帳A1・A2, 要介護認定3～5程度) ・診断書で保育が困難と診断されている	70	
			・部分的に介護又は看護が必要 (身体障害者手帳3級, 精神障害者手帳3級, 療育手帳B1・B2, 要介護認定1～2程度) ・診断書で保育に支障があると診断されている	50	
6	求職活動	求職活動		25	
7	虐待・DV	虐待・DV		100	
8	災害復旧	災害復旧		100	
9	育児休業 ※7	育児休業	育児休業中に転園を希望する場合	10	

※1 就労予定及び育児休業明けの復職を含む。

※2 自営業補助者とは、就労状況等から自営業中心者(親族が経営者を含む)の補助的役割を担っていると認められる者とする。

※3 月20日～22日就労は22日就労として、月16日～18日就労は18日就労として取り扱う。

※4 交代制勤務等で就労日数が少ない場合は、日数及び時間の区分について配慮することがある。

※5 切迫流産等で入院加療等が必要な場合は、診断書の提出があれば、病気事由で取り扱う。

※6 聞き取り及び申立等により、保育の必要性について判断する場合がある。

※7 新規入所については対象外とする。また、産後6か月以内であれば出産事由で取り扱う。

別表 高知市保育所入所承諾基準表

2 調整指数

- (1) 世帯・児童等の状況が下記に該当する場合に世帯の指数に加点する。
 (2) 該当する類型が複数ある場合は、それぞれの指数を加点する。

NO	類型	世帯・児童等の状況	指数
1	ひとり親世帯	父母の一方が不存在(離婚・未婚・死亡・離婚調停中・拘禁中)の場合	30
2	兄弟姉妹 (在園児)	兄弟姉妹が在園中の施設への入所を希望する場合	20
3	兄弟姉妹 (同時入所)	兄弟姉妹2人以上同時に入所を希望する場合	5
4	託児利用	認可外の保育施設又は職場の託児施設を利用している場合	5
5	障害児	入所を希望する児童に障害がある場合(※1)	10
6	卒園児	乳児保育施設又は地域型保育事業施設等を卒園し、連携施設以外へ転園を希望する場合	10
7	保育士等	父母の一方が保育士等として、保育施設へ復職する場合又は就労内定の場合(※2)	30
8	その他	子育て支援への配慮・児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと認められる場合	状況に 応じる

※1 障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている、又は特別児童扶養手当を受給している場合に限る。

※2 保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師として保育施設に勤務し、児童の保育に従事するもの。

3 優先項目

基本指数と調整指数を合計して同指数で並んだ場合は、以下の項目について上位から判断を行う。

順位	世帯・児童等の状況
1	兄弟姉妹が在園中の施設へ入所を希望する世帯
2	兄弟姉妹2人以上で同時に入所を希望する世帯
3	ひとり親又はひとり親に準じる世帯
4	就労状況等から保育の必要性が高い世帯
5	入所保留期間が12か月を超える世帯
6	保育料の滞納の無い世帯
7	生活保護受給世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる世帯
8	世帯の状況等から総合的に判断して、保育の必要性が高いと認められる世帯